

■ 興行場の設置の場所の基準 (市条例第6条)

許可申請書を提出される際には、興行場が以下の基準に適合している必要があります。

(1)	興行場の周囲が耐水性の材料による排水溝を設ける等排水が容易に行え、かつ、清掃が容易にできる構造であり、及び施設の床面が、コンクリートその他の不浸透性材料で覆われる等防湿上有効な措置が講じられている場所を除き、排水が極めて悪い等入場者の衛生に支障をきたす場所でないこと。	□
(2)	適当な構造設備により公衆衛生上支障がないと認められる場合を除き、周囲に採光及び換気に必要な空間を確保できる場所であること。	□

■ 興行場の構造設備の基準 (市条例第7条)

許可申請書を提出される際には、興行場が以下の基準に適合している必要があります。

(1)	施設全般	次に掲げる基準を満たすこと。	□				
	ア	興行場の清掃及び排水を容易に行うことができる構造であること。	□				
	イ	窓、換気口その他の開口部に、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため必要な設備が設けられていること。	□				
	ウ	興行場のうち、興行を見せ、又は聞かせるため入場者の利用に供する部分(以下「観覧室等」という。)は、舞台と適切に区画され、かつ、ロビー、便所等と隔壁等により区画されていること。	□				
	エ	ごみ等が飛散流ししない構造の適当な数のごみ箱を置くこと。	□				
(2)	観覧室等	入場者の移動、清掃の実施等に支障をきたさない構造であること。	□				
(3)	喫煙室	設置する場合は、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第16条★に規定する基準を満たすこと。 ★健康増進法施行規則第16条 健康増進法第33条第1項(喫煙専用室)の厚生労働省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。 たばこの煙(蒸気を含む。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。 たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。	□				
		第2種施設等(法第33条第1項に規定する第2種施設等をいう。興行場はこれに含まれる。)の屋内又は内部が複数の階に分かれている場合であって、専ら喫煙をすることができる場所が当該第2種施設等の1又は2以上の階の全部の場所である場合における法第33条第1項の厚生労働省令で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、たばこの煙が専ら喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることその他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。					
(4)	換気設備	規則★で定める換気能力を有する機械換気設備又は空気調和設備が設けられていること。 ★市規則第7条 条例第7条第4号に規定する機械換気設備(空気調和設備を含む。以下同じ。)の基準は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる観覧室等用の設備であって入場者定員1人あたり毎時20立方メートル以上の清浄な外気を供給することができるものであり、かつ、当該設備は、保守点検及び整備を容易に行うことができる構造のものであること。	□				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下にある観覧室等及び床面積の合計が400平方メートル以上の地上にある観覧室等</td> <td>第1種換気設備(給気用送風機及び排気用送風機を有する機械換気設備をいう。以下同じ。)</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が400平方メートル未満の地上にある観覧室等</td> <td>第1種換気設備又は第2種換気設備(給気用送風機及び自然排気口を有する機械換気設備をいう。)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	設備	地下にある観覧室等及び床面積の合計が400平方メートル以上の地上にある観覧室等	第1種換気設備(給気用送風機及び排気用送風機を有する機械換気設備をいう。以下同じ。)
区分	設備						
地下にある観覧室等及び床面積の合計が400平方メートル以上の地上にある観覧室等	第1種換気設備(給気用送風機及び排気用送風機を有する機械換気設備をいう。以下同じ。)						
床面積の合計が400平方メートル未満の地上にある観覧室等	第1種換気設備又は第2種換気設備(給気用送風機及び自然排気口を有する機械換気設備をいう。)						
(5)	照明設備	第8条第3号◆に規定する照度を確保することができる照明設備が設けられていること。	□				
		◆市条例第8条第3号 入場者の利用に供する場所における照明は、床面から1メートルの高さにおいて20ルクス(上映、上演等の際における観覧室等の照明は、その通路の床面において0.2ルクス)以上とすること。					

		便所 次に掲げる基準を満たすこと。	<input type="checkbox"/>
	ア	興行場が他の用途を主とする建築物内に設置された小規模施設等であって、当該施設に近接して入場者の需要を満たすことができる適当な規模を有する便所が利用できる場合又は興行場の種別若しくは用途により、市長が公衆衛生上支障がないと認める場合を除き、興行場内に設置すること。	<input type="checkbox"/>
(6)	イ	上下階から等距離にある中間階に設置する等、入場者の利便を損なわないと市長が認める場合を除き、興行場が複数階に及び場合にあつては、各階ごとに設置すること。	<input type="checkbox"/>
	ウ	水洗式のもの又はこれと同等に衛生が確保される構造のものであること。	<input type="checkbox"/>
	エ	男性用及び女性用にそれぞれ区画されていること。	<input type="checkbox"/>
	オ	床面及び床面から少なくとも1メートルの高さまでの内壁の材質が不浸透性であること。	<input type="checkbox"/>
	カ	流水式の手洗い設備が設けられていること。	<input type="checkbox"/>